

日本の皇族と政府高官に対するロシアの叙勲

A・R・ソコロフ

ロシア国立歴史文書館（以下、歴史文書館）のフォンドには、褒章に関する史料は全体として数量的に多くはないが、それらは、日本からの賓客のロシア訪問を扱った他の史料群と不可分の一体を成している。従って、褒章についての問題は全て、訪露に関するこれら史料を考察する中で初めて明らかにすることができる。

露日関係史に関する歴史文書館所蔵の大量の史料の中で見逃すことが出来ないのは、様々なフォンドの中に相当量ある日本皇族のロシア滞在に関する史料群である。これら史料の大部分は、様々な接待指示【*краткие инструкции*】と式典関係の書類からなるが、中でも極めて興味深いのが、日本の親王とその随員に対してロシアの勲章およびその他の記念品が授与された【*награды*】、ことに関する史料である。なお、ロシアに偶然たどり着いた普通の日本人に対する褒章に関しても十九世紀初頭の証左が残されている。

一八世紀初頭から一九世紀中葉までの露日関係は、通常とは全く違った発展の道筋を辿ってきた。日本は外国人にとって閉ざされていて、住民は独自の「鉄のカーテン」の内側にあつて出国の権利を有していなかった。しかしその一方で、日本政府のこのような政策は、ロシア帝国の領土内に最初の日本人が入ってくることを間接的ではあるが助長することとなった。というのは、日本が「閉鎖」を旨としたことにより船舶運航の発展が禁制され、その結果、日本の船がカムチャツカ沿岸でしばしば遭難し、ロシア人と日本人との最初の接触が生じることとなったのである。

る。

エカテリーナ二世治世以降、漂着日本人は祖国に送還されるようになった。これは、東方の隣人との関係を取り結ぶ目的でなされたもので、それら日本人たちは生活を十分に保障され、送還に際しては「様々な品々が贈られた。もちろん言うまでもなく、彼らに対する何らかの公式的な褒章ということはありません。少なくとも、史料群の中に記されていることから、様々な記念品、つまり、時計、シガレットケース、装飾品等々が贈呈されたことが判明する。例えば、一八〇三年のロシアの「世界一周」遠征に同行し、ロシアから日本に送還された十人の日本人に対する贈り物のことを伝える史料が存在する。彼らのうち二人には金時計が、他の八人には銀時計が、また全員に例外なく金貨二〇枚【*двадцать золотых*】、金貨一枚は五あるいは十ルーブル【*десять или пять золотых*】⁽¹⁾が、それぞれ下賜されている。また、病気のため同胞に合流出来なかった十一番目の日本人にも、彼のために用意された時計と金銭が発発の際に与えられた。

一九世紀の中葉のいわゆる「不平等」条約締結後、日本皇族がヨーロッパとロシアを積極的に訪問するようになった。一八六二年サンクトペテルブルグに日本の公式使節団が、また一八八七年にはロシア帝国の首都を日本からの最初の皇族であるコマツ【小松宮彰仁】親王と同妃が訪れている。

コマツ【小松宮彰仁】親王は、日本皇帝の直系の叔父に当たり、ロシアを二度訪れている（二度目は一九〇二年）。この二度に亘る訪問に関

して残されている史料はそれほど多くはなく、従って、記述しうるのはごく大まかなことに限られる。最初の訪問時に親王と同妃は、ホテルヨーロッパに滞在し、名所を訪れた後、皇帝一家に引見、復活祭の終夜祈禱にも参列した。³

二度目の訪問では、親王妃が病気でパリに残ったため、親王は単身で来露した。彼は、前回の訪問時と同じくヨーロッパホテルに滞在した。到着翌日は大ペテルゴフ宮殿に招かれ、名所をいくつか訪れた後、六日後にはモスクワに発ち、そこからポルト・アルトゥール【旅順】に向かった。⁴ここで興味をそそる史料が一点ある。それは、親王に対して例外とも言える赤十字名誉徽章が贈られたことに関する記録である。⁵それによれば、最初の訪問時に、親王は赤十字社のためにと一度に五〇〇ルーブルを寄付し、同妃に対して赤十字社徽章が授与されたが、此度の二度目の訪問の際には、親王は赤十字社から記念に名誉徽章を授与されたいものだとの希望を表明した。

ロシアを二度訪問したもうひとりの日本親王（皇族の一員）は、カンイン【閑院宮載仁】である。彼の最初の訪問は一九〇〇年七月である。ペテルブルグ滞在中彼は冬宮に宿泊し、ペテルゴフ、クラスノエ・セローを訪れた後、モスクワに発ち、そこからヨーロッパに向かった。⁶

一九〇九年は、日本親王が二度ロシアを訪問した特筆すべき年である。一九〇九年三月にサンクトペテルブルグとモスクワをクニ【久邇宮邦彦】王が、五月にはナシモト【梨本宮守正】王と同妃が来訪した（前者に関する史料は極めて少ない）。王夫妻の旅行は厳格なお忍びのかたちで行われたため、在露日本大使はロシア皇帝に旅行中の便宜を請願し、併せて皇帝の同夫妻謁見を願ひ出た。⁸その結果、王夫妻と随員に対して、列車移動の際に特別に一車輛、サンクトペテルブルグとモスクワの高級ホテルの部屋、および宮廷主馬寮から四輪馬車がそれぞれ用意され

た。⁹ペテルブルグで夫妻は、冬宮、ペテロパヴロスキー大寺院、ピョートル一世が【忍びで】住んだ家、セヴァストポリ会戦パノラマ、市内の有名寺院を訪れた。¹⁰親王は、クラスノエ・セローでニコライ二世に謁見した。その後一行はモスクワに向かい、そこでも最も有名な名所、クレムリン、武器庫、ルミヤンツェフ博物館、キリスト救世主寺院、トレチヤコフ美術館、雀が丘を訪れた。¹¹

この訪問は非公式なものであったにもかかわらず、ナシモト【梨本宮守正】王とその側近はロシアの勲章を授与された。親王自身は聖アンドレイ・ペルヴォズバンヌイ勲章を、彼の側近は以下の褒章を、それぞれ授与された。

1. 伯爵ヤマノウチ【山内豊景】 聖アンナ一等勲章¹²
2. 陸軍大佐アンドー 聖アンナ二等勲章
3. 陸軍中佐ワタナベ 聖アンナ二等勲章
4. 秘書官タケハラおよびオッスイ【ロシア語の発音を考慮するとウスイトも読める】 聖スタニスラフ二等勲章¹³

親王と同妃の随行医師ムラチには、皇帝官房から金のシガレットケースが贈られた。お付きの者に対しても贈り物が授与された。王妃の侍女【Karp-ovna Feppa】ハギワラには七〇ルーブル相当のブローチ、王妃の部屋付き女官【Фрейлин】二名（いずれも）ヤマノウチには二五ルーブル相当のブローチ、ヤマノウチ侯爵の召使いたちには三〇ルーブル相当のネクタイピンが、それぞれ授与された。¹⁴その際、親王妃自身およびその女官には「贈り物は一切授与しない【не жаловаться】」ことが決定された。¹⁵賓客はロシア皇帝夫妻と写真の交換を行った。すなわち、王は皇帝の肖像写真を、王妃は皇后の肖像写真をそれぞれ受け取り、そしてその返礼、というかたちをとったのであった。

それからちょうど一年後の一九一〇年の五月にサダハル・フシミ【伏



聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ勲章



白鷺勲章

【見宮貞愛】親王がロシアを訪問した。彼は日本皇帝の一親等の親王の一人で、一八九六年のニコライ二世戴冠式に日本皇帝の名代としてすでにロシアを一度訪問している。⁽¹⁶⁾彼の訪問に関する史料は数多くないが、彼とその随員への褒章についてかなり詳細に伝えている。親王自身には、非キリスト教徒向けの聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ勲章が授与され【*Носкагобаря*】⁽¹⁷⁾、随行者には以下の勲章が授与された。

1. 男爵オオウラ【大浦兼武】農商務相⁽¹⁸⁾
2. 男爵タカヒラ【高平小五郎】特命全權大使 白鷺勲章
3. ババ氏【馬場三郎】伏見宮家別当 聖スタニスラフ一等勲章
4. スギ氏【杉竹二郎】内閣総理大臣秘書官 聖アンナ二等勲章
5. アサノ氏【浅野長之】式部官 聖アンナ二等勲章
6. ミマキ氏【御牧基賢】伏見宮家家令 聖スタニスラフ二等勲章
7. クロサワ氏【黒澤滋太郎】宮内省官史 聖スタニスラフ三等勲章⁽¹⁹⁾
8. クロサキ氏【黒崎源吉】伏見宮家家従 聖スタニスラフ三等勲章⁽¹⁹⁾

叙勲に際しては予め随員のリストが作成され、彼らの地位を考慮してそれぞれにどの勲章がふさわしいかが記してある。⁽²⁰⁾褒章はすべて、非キリスト教徒に対して制定された雛形に則って作成された。⁽²¹⁾

ロシア最高の勲章である聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ勲章は、一九七九年にロシア皇帝により日本のミカドに授与された【*Носкагобаря*】⁽²²⁾のが最初である(他の勲章は日本の大臣に授与された)。

日本皇帝に対する褒章の作成に関する史料(勲章局日誌一八七九年の写し)⁽²³⁾によれば、キリスト教徒に対する当時の勲章は、三つの王冠を頂いた双頭の鷲に紺色の十字架をあしらったものであった。この十字架は、聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイの十字架に倣ったかたちをとり、四つの先端に金色のラテン文字 S A P R (Sanctus Andreas Patronus Russiae【ロシアの守護聖人アンデレアス】)が配され、裏側に座右銘

「信仰と忠誠【*верность*】のために」が書かれている。鎖は三種類の徽章から成っている。1) 胸にモスクワの紋章を付け、王笏と、十字架の付いた黄金球を持った皇帝の鷲。鎖はこの飾りで始まり九個連なって終わる。2) 白と赤の縁の円で、*SAPK*の文字が中央に配された聖人アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイの紺青色の十字架があるもの。3) 皇帝の王冠で飾られ、空色の地にビョートル大帝の金色の頭文字が描かれた盾。盾の背後には、緑と白の旗、大砲、その他の戦利品がまとめて配置されている。盾は七個連なっている。以上の三つの飾りは楕円形の黄金の環で繋がっている。

勲章と鎖、および聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ（上記史料には具体的に記述されていない）は、一八五五年と一八五六年に皇帝によって制定された図柄に則って作成された。しかしながら、非キリスト教徒向けのアンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ勲章は、かつてトルコのスルタンとペルシャのシャーのために作成されたことがあったとはいえ、定められた雛形というのとはなかった。従って、次のような変更を加えて作ることとされた。礫にされた聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイに代えて中央に、黄金の月桂冠に囲まれロシア皇帝の頭文字が描かれた紺色の盾が配された。なお、ペルシャのシャーとトルコのスルタンに対する勲章は一八五五年に制定された雛形ではなく、それ以前にあったものに則って作成されたもので、裏側に座右銘「信仰と忠誠【*верность*】のために」もなく、鎖もまったく付いていなかった。

一八七九年の日本皇帝への褒章が何の出来事に因んだものなのかは、史料からは明らかでなく、次のように記載してあるのみである。一皇帝陛下は日本のミカドに対し、非キリスト教徒向けに制定されたアンドレイ勲章を授与された【*пожалован*】⁽²⁴⁾。日本の大臣にも白鷲勲章が二つ授与された。これらがおそらく、日本人に対するロシア側からの公式の

褒章の最初であろうことはまず間違いない。

一九一六年帝政ロシアは日本からの賓客を新たに迎えた。八月に日本議会上院議員代表団がサンクトペテルブルグに到着した⁽²⁵⁾。代表団は六人からなり、団長を務めたのは、日本で最も人望のある【*получившие*】政治家セイイツイロ・テラジマ【寺島誠一郎】伯爵であった⁽²⁶⁾。ただし、この旅行は真の意味での「代表団」と呼べるものではない。日本の慣例で毎年上院【貴族院】議員がヨーロッパ諸国民の生活を知る目的で各国に旅行をしていた。従ってこの訪問は、専ら私的人格のもので、何ら政治的意味を持つものではなかった⁽²⁷⁾。にも拘わらず、日本の議員たちはおごそかに迎えられた。彼らの到着に因んで国会で宴会が、またマリンスキー宮殿で朝食会が催され、その席でロシア国家会議【*общий российский совет*】のメンバーが日本の同僚たちに敬意を表した。日本人たちの宿泊にはホテル「アストリア」が用意された。代表団の行事日程は広範に亘った。彼らはペテルブルグの名所を見学し、サンクトペテルブルグ郊外を訪れ、ペテルゴフ、ツァールスコエ・セロー、ガトチナの宮殿や庭園を見学した。しかしながら史料を見る限りでは、代表団のメンバーにロシアの勲章が授与されたことについては何も記載されておらず、そのことから、勲章が授与された【*жаловались*】のは日本の皇族およびその随員のみであったと結論することができる。

それからわずか一ヶ月後の一九一六年九月、帝政ロシアは日本からの最後の賓客であるカンイン【閑院宮載仁】親王を迎えた。既に述べたように、これは彼の二度目のロシア訪問であった。最初の訪問時とは異なり、この訪問については歴史文書館所蔵の史料の中に極めて詳細な記述が見られる。史料の数も多く、公文書、電報、接待指示【*хозяйственные распоряжения*】⁽²⁸⁾、新聞切り抜きなどが含まれ、中でも新聞切り抜きが最も情報に富んでいる。なお、（本論文の主題には関係のないことではあ

るが、新聞切り抜きの中に、ピョートル大帝以来のロシアにおける日本語研究についての極めて重要な歴史資料【историческая справка】があることを特に指摘しておかなければならない。(29)この資料【справка】の中に、当該テーマに関する歴史文書館所蔵の史料には場合によっては明確には述べられていない情報が引用されている。

カンイン【閑院宮載仁】親王のロシア旅行は、ロシア宮廷を代表してゲオルギイ・ミハイロヴィチ大公がかつて日本を訪問したことに對する答礼訪問であった。(30)親王は日本で最も尊敬されかつ教養ある人物の一人であった。彼は、第一一三代皇帝【東山天皇】の皇子を祖とする宮家中で最高位にあり、サダハル・フシミ【伏見宮貞愛】の弟に当たり、赤十字社の名誉総裁の地位にあった。(32)

カンイン【閑院宮載仁】親王の訪問に対するロシアの対応は配慮に充ちたと真剣なものであった。親王の訪問に関する史料群の中に滞在日程を記したものが全部で三部あって、これは日本人のロシア訪問に関する他の史料群には見られないことである。(33)これはおそらく、両大国の接近の必要性を常に積極的に表明していた親王の親露的態度【рысофильские взгляды】が大きく作用したのであろう。新聞報道によれば、外交関係者は親王の訪問に大きな意義を認めていた、すなわち、親王の訪問は、日本とロシアの友好関係の強化を画すものであり、第一次世界大戦のこの時期重要なことと見なされていた。(35)

親王が直ちに來訪したのは首都ではなく、モスクワと当時すでにニコライ二世が最高総司令官を務めていた司令部であった。司令部で親王は皇帝と王位継承者に拝謁し、聖使徒アンドレイ・ペルヴォズヴァンヌイ勳章を授与され、(36)皇帝と王位継承者のそれぞれの署名入りの肖像写真を贈られた。(37)その後親王はキエフを訪問し、皇太后マリア・フョードロヴナに謁見した。

ペトログラードでの親王の滞在先として冬宮が当てられた。彼は、教会、博物館、防衛軍需【работалоше на оборону】工場、および同地の日本人居留民団を訪れた。(38)彼は、ツァールスコエ・セローのアレクサンドル宮殿に皇后アレクサンドラ・フョードロヴナを訪問、それに因んで朝食会が催された。(39)またペトログラードで彼は皇族、閣僚、外国大使を訪問し、一週間後に帰国した。(40)

帰国に当たり随員は以下の褒章を受けた。(41)

1. ウツイヤマ【内山小二郎】日本皇帝侍従武官長、白鷺勳章
2. ヨサク・ヨシダ 儀典長、ダイヤ付聖スタニスラフ一等勳章【орден Липанты к ордену Св. Станислава...】
3. 大佐ミザオ・ナカジマ 聖アンナ二等勳章
5. ナオノリ・ミツイ 宮内庁秘書官 聖アンナ二等勳章
6. 医師ゴーダ【合田平】 聖スタニスラフ二等勳章
7. 官吏某、氏名記載無し 聖スタニスラフ三等勳章(42)
8. 在ペトログラード日本駐在武官・少将オダガリ 聖スタニスラフ一等勳章と劍(複数)

親王付き【прики】三人は、スタニスラフ勳章の帯付きの首掛け銀メダルが授与された。その他の随員には様々な贈り物が授与された。(43)

このように日本の高官と皇族がロシアの勳章及び記念品を授与された場合、ロシアの高官と皇族が日本人から答礼を受けたことは言うまでもない。これに関する史料の数はさほど多くなく、ロシア人に対する日本の褒章の授与については極めて簡単に記載されている場合も少なくない。場合によっては、なぜその人物が褒章を授与されたのかを把握することが不可能で、褒章そのものの名称も言及されていない。例えば、コマツ【小松宮彰仁】親親王がヴラジーミル・アレクサンドロヴィチ大公に日本皇帝からの勳章を個人的に手交したいと希望したとの記録が残されて

いる(一九〇二年)⁽⁴⁴⁾。史料が伝えるところでは、日本のアリスガワ【有栖川職仁】親王がロシア訪問時に皇后アレクサンドラ・フョードロヴナに謁見した際に日本皇帝王冠勲章を授与した。⁽⁴⁵⁾ D・ストルイピンの個人フォンドに、一八九六年七月二日ストルイピンに対する「旭日」一等勲章の授与についての日本の証書があつて、そこには、メイジ皇帝【明治天皇】がストルイピンの功績に対してこれを授与する、と記されている。

ナシモト【梨本宮守正】王と同妃の訪問の後ほどなくロシア国民に対して五つの勲章が授与された。授与されたのは外務省の官吏であつた。⁽⁴⁷⁾

モスクワ宮廷管理局室内財産管理人五等官マスフェリドは瑞宝【Орденное сокровище】三等勲章を、男爵 A・A・クスゲヴェン、公爵 S・V・ガガーリン、男爵 K・A・ラムザイは旭日三等勲章を、授与された。また、侍従 K・P・カンタクゼンには旭日五等勲章が手交された。

一九一〇年、露日戦争に参加したロシア士官に対して日本の勲功賞が贈られた。しかも、我々の手元にある史料から判断する限りでは、⁽⁴⁸⁾戦没ロシア兵士慰霊碑除幕式のためポルト・アルトゥール【旅順】に赴いた士官たちに日本の褒章を手交すべく、日本の使節団がロシアを訪れた。このことをロシア政府は、「稀に見る国際的厚情」と評価し、何らかのきっかけがあり次第答礼を行う用意をしていた。

ロシア人に対する日本の勲章授与に関して最も広範な書類が残されているのは、一九一六年のカンイン【閑院宮載仁】親王のロシア訪問の史料群である。

日本の褒章対象として推挙されたのは、カンイン【閑院宮載仁】親王のロシア訪問に際して受け入れ準備に携わった人々たちである。推挙された者の名簿には、実に様々な省庁の管理の名前が記されている：内務省

十二名、交通省―中央および地方の規定に則つて―総計二十四名(メダルの授与者を除いて)、皇帝直属既舎の職員七名、ペテログラード警察署員三十名、皇帝官房職員八名、宮内官および同職員二十一名、ペトログラード宮廷局職員二名、宮廷省儀典部官吏および職員四名、宮廷警備局員二十五名、親王付きの医務官三名。⁽⁴⁹⁾

これらの人々全てが最終的に日本の勲章およびメダルを授与されたわけではないことは言うまでもないが、これほどの人数のロシア国民が日本の褒章対象として推挙されたという事実そのものが、筆者の意見では、二十世紀初頭の露日関係の力強い発展過程を如実に示している。褒章に関するこれら史料は両国間の政治関係の状況を補充するものであり、露日関係史のいかなる研究者にとつても、疑いもなく、有益なものである。

【註】

- (1) РТИА. Ф. 468. Оп. 1. Д. 3920. Л. 387.
- (2) Там же. Л. 466.
- (3) Там же. Ф. 473. Оп. 1. Д. 2200. Лл. 1-18.
- (4) РТИА. Ф. 473. Оп. 2. Д. 799. Л. 6 об.
- (5) Там же. Л. 43.
- (6) Там же. Д. 1369. Л. 3; Ф. 473. Оп. 2. Д. 654. Л. 5.
- (7) Там же. Ф. 473. Оп. 2. Д. 1369. Лл. 7-11.
- (8) Там же. Ф. 472. Оп. 45. Д. 23. Л. 1.
- (9) РТИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 23. Л. 5.
- (10) Там же. Л. 17.
- (11) Там же. Л. 27-27об.
- (12) 聖アンナ勲章はホルスタイン公国の勲章で、一七三五年制定。一七九三年からロシアの勲章の中に加えられ、四階等あつた。第一等勲章：十字架、星、綬から成つていた。十字架は通常金で両側が赤い七宝で覆わ

れている。十字架の先端の間に透かし模様の装飾が嵌めてあり、十字架の中央には、白い七宝の地に金の縁取りのあるロゼット [розетка] の中に聖アンナの像が描かれている。着用時には、幅一〇—一五cmで細い黄色の縁取りのある赤い波紋折りの綬を用い、左肩から掛けられていた。第二等勲章：一等勲章と同じく金であるが、サイズが小さく、王冠の飾りが付いていて、首に掛けて着用された。第三等勲章：十字架のサイズが更に小さく、輪に付けて着用された。第四等勲章：金の地に赤い七宝を付した十字架が、同じく赤い七宝を流し込んだ直径約二・五cmの円の中に嵌め込んである。円の上部に金の皇帝冠があり、裏側には刀剣に取り付けるためのねじがある。叙勲者の所属軍隊に依ってサーベル、短剣、剣その他の刀剣類の柄に着用されていた。非キリスト教徒に下賜される場合は、聖アンナの像と十字架に代えて、帝政ロシアの鷲の像が置かれた。

(13) РГИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 23. Л. 42.

聖スタニスラフ勲章はポーランドの勲章で、一八三一年以降ロシアの勲章に加えられた。三階等がある。第一等勲章：徽章は、先端に球が付いていて凹み部分に弧のあるマルタ十字で、赤い七宝（表は黒い七宝）で覆われ。角の上部に金のロシアの双頭の鷲が置かれていて、白い七宝の丸い盾の中央に赤い色のラテン文字による組み合わせ文字 SS 【「聖」・「スタニスラフ」の頭文字】が配されている。同じ組み合わせ文字が星の中にもあって、月桂樹の枝がそれを取り囲んでいる。この勲章の十字架は、二重の白い縞の縁取りのある幅一〇—一五cmの波紋模様の綬に留めて、右肩から着用された。第二等勲章：徽章は第一等勲章と同様であるが、若干サイズが小さい。着用時には幅四・五cmの綬に留めて、首に掛けられた。一八三九年の法令により星付きの第二等勲章のロシア国民への下賜は廃止されたが、外国人叙勲者に対しては星付きは下付された。第三等勲章：徽章は上記勲章と同様に金の十字架で、サイズはそれらより小さい。輪あるいは幅二・八cmの綬に留めて着用された。非キリスト教徒に下賜される場合は、聖スタニスラフの頭文字に代えて、帝政ロシアの鷲が置かれた。

(14) РГИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 23. Л. 52.

(15) Там же. Л. 47.

(16) РГИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 31. Л. 4.

(17) Там же.

(18) 白鷲勲章 白鷲勲章はポーランドの勲章で、一八三一年以降ロシアの勲章に加えられた。等級は一つである。徽章にあるポーランドの王冠はロシアの王冠に代えられ、【ポーランド王国の紋章である】白い単頭の鷲の像のある十字架はロシアの双頭の鷲の真ん中に置かれた。一八三二년에波紋模様のある濃紺の綬が導入され、左肩に掛けて着用された。

(19) РГИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 31. Л. 33.

(20) РГИА. Ф. 472. Оп. 45. Д. 31. Л. 30.

(21) Там же. Л. 37.

(22) 勲章の序列：聖アンドレイ・ベルヴォズヴァンスイ勲章、聖エカテリーナ勲章、聖ヴラジミール第一等勲章、聖アレクサンドル・ネフスキー勲章、白鷲勲章、聖ヴラジミール第二等勲章、聖アンナ第一等勲章、聖スタニスラフ第一等勲章、聖ヴラジミール第三等勲章、聖ヴラジミール第四等勲章、聖アンナ第二等勲章、聖スタニスラフ第二等勲章、聖アンナ第三等勲章、聖アンナ第四等勲章。

(23) РГИА. Ф. 496. Оп. 2. Д. 1643. Лт. 9-12.

(24) РГИА. Ф. 496. Оп. 2. Д. 1643. Л. 1.

(25) 「ギカイ」あるいは貴族院。ただし、「ギカイ」はイギリスの貴族院の類似と見なすべきではない。何故ならば、「ギカイ」の成員は、日本の上流階級者のみならず、大企業関係者も選挙を経て「ギカイ」の一員となっていたからである。

(26) РГИА. Ф. 472. Оп. 50. Д. 1597. Л. 17. (газета «Биржевые ведомости»)

(27) РГИА. Ф. 472. Оп. 50. Д. 1597. Л. 19.

(28) Там же. Д. 1602. Оп. 60. Д. 2302.

(29) Там же. Ф. 472. Оп. 50. Д. 1602. Л. 52. (газета «Биржевые ведомости», 14 сентября 1916).

(30) РГИА. Там же. Ф. 472. Оп. 50. Д. 1602. Л. (Иллюстрированный кх

дожественный журнал «Искры»).

- (31) Там же.
- (32) Там же. Д. 51 об.-52. (Газета «Биржевые ведомости», 14 сентября 1916 г.).
- (33) Там же. Дл. 1-14.
- (34) Там же. (Газета «Петроградский листок» 15 сентября, 1916 г.)
- (35) Там же. Д. 52.
- (36) Там же. 1-14; Там же. Оп. 60. Д. 2302. Л. 5-5 об.
- (37) Там же. Д. 137.
- (38) РГИА. Ф. 472. Оп. 60. Д. 2302. Л. 43.
- (39) Там же. Д. 51.
- (40) Там же. Д. 51об.
- (41) Там же. Д. 141.
- (42) Там же. Д. 41.
- (43) Там же. Оп. 50. Д. 1602. Л. 42 об.
- (44) РГИА. Ф. 473. Оп. 2. Д. 799. Л. 4.
- (45) Там же. Д. 654. Л. 3.
- (46) Там же. Ф. 1662. Оп.1. Д. 257. Л. 1.
- (47) Там же. Ф. 472. Оп. 45. Д. 23. Л. 74-82.
- (48) Там же. Ф. 560. Оп. 45. Д. 70. Л. 153.
- (49) РГИА. Ф. 472. Оп. 60. Д. 2302. Дл. 174-227.

翻訳：有泉和子（東京大学史料編纂所学術支援専門職員）